

審 議 結 果

審議会等名称

神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

開催日時

令和元年 11 月 7 日（木曜日） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで

開催場所

波止場会館 1 階 多目的ホール
(横浜市中区海岸通 1 - 1)

出席者【会長・副会長等】

樋田 大二郎 青山学院大学教授【部会長】
松田 良昭 県議会議員【委員長】
新井 聡子 弁護士
高橋 潔 神奈川県社会福祉協議会施設部会
中野 隆則 神奈川県青少年指導員連絡協議会副会長
原田 和子 神奈川県公立中学校長会副会長

次回開催予定日

未定

所属名、担当者名

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課 山崎、五十嵐

掲載形式

議事録

審議経過

(樋田部会長)

ただ今から、令和元年度第 2 回 神奈川県児童福祉審議会 社会環境部会を開催いたします。
本日は、1 名の委員から欠席のご連絡がありました。現在の出席委員は 6 名で、児童福祉審議会規則で定める定足数を満たしております。

現在の傍聴者はいませんが、傍聴定員の 10 名に達していないので、部会開始後も、傍聴希望者がありましたら、随時、許可することとしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、報道関係者の方は、現在、いらしていませんが、傍聴の可能性もありますので、その

場合に、審議状況について、写真等の撮影をしたいとの申出がございましたら、申出を許可することとし、議事の審議中は妨げにならぬようご配慮いただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(樋田部会長)

各委員の了解がいただけましたので、今後、申出がございましたら、随時、写真等の撮影を許可することとします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日の議題については、お手元の次第にごございますように、協議事項として、「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について」がございまして。

また、報告事項として、「自画撮り被害防止にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正について」及び「有害興行の指定について」ご説明いただく予定です。

ただ今から16時まで、約2時間でございますが、効率的に議事を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご協力を、よろしくお願い申し上げます。

まず、協議事項「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について」ご協議をお願いしたいと思います。

事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、資料1及び資料2により、「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について」、ご説明させていただきます。

最初に、資料1をご覧ください。資料1については、前回の議論についてとりまとめております。

「1 児童福祉審議会社会環境部会での検討の経緯」については、近年のスマートフォン等の急速な普及やそれに伴うインターネットトラブルの増加等を踏まえ、昨年2月に改正青少年インターネット環境整備法及び改正神奈川県青少年保護育成条例が施行され、フィルタリングの徹底が強化されたことに加え、後ほど御報告いたしますが、先日10月21日には、いわゆる「自画撮り被害」の未然防止のため、条例を改正し、令和元年12月から児童ポルノ等の自画撮り要求行為を禁止することとしたところです。

これらの状況を踏まえ、8月6日に開催しました令和元年度第1回児童福祉審議会社会環境部会において、「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について」を平成30年度に引き続き、令和元年度の重点的協議事項として選定し、検討を進めることとしました。

また、第1回社会環境部会においては、具体的な対策の方向性について協議し、青少年のインターネットの適切な利用に資する周知啓発の方法や内容、関係事業者への働きかけ、インターネット利用全般での情報リテラシーのあり方について、委員から意見が出されました。これらの意見を踏まえ、次回の部会に向け、引き続き対策案の検討作業を進めることとなりました。

続いて、「2 令和元年度第1回児童福祉審議会社会環境部会での主な意見」についてです。意見について、4つの項目に分けて整理をしています。

まず、「(1) フィルタリングについて」ですが、「ア フィルタリングの内容、設定方法について、改めて再確認が必要である。」、「イ フィルタリングの内容について事業者に対して何らかの働きかけが必要である。」といった、フィルタリングの内容、設定方法についての確認と事業者への働きかけの必要性についての御意見をいただきました。

次に、「(2) 周知啓発について」ですが、「ア 保護者の理解不足、責任感の不足に対して周知啓発が必要であると思う。」、「イ どう保護者を巻き込んでいくかが重要である。」、「ウ スマートフォン等を持たせないという選択肢も含めて示す必要がある。」といった保護者への周知啓発についての御意見を多くいただきました。

さらに、「エ 青少年の年齢に応じた周知啓発方法、内容の検討が必要である。」という青少年への周知啓発への御意見、そして、「オ 適正利用を促すタイミングは購入時の販売店の対応が重要であると思う。」、「カ 青少年が利用するスマートフォン等の購入時に、注意喚起の映像を見せることを義務付けるという方法も考えられる。」といった販売時の周知啓発についても御意見をいただきました。

次に、「(3) 関係事業者への働きかけについて」では、「ア SNS事業者、主にLINEに対しても何らかの対策が必要である。」といったご意見をいただきました。

最後に、「(4) インターネット利用全般での情報リテラシーについて」ですが、「ア スマートフォン利用に限った議論ではなく、インターネット利用という広い視点での議論をすべきである。インターネットを閲覧できる機器は多岐に渡ることから、インターネット利用全般のリテラシー教育も必要である。」というご意見をいただきました。

裏面をご覧ください。「3 今回の検討事項」ですが、ただいまご説明したご意見を踏まえ、まず、2(1)～(3)の内容について整理し、2(4)の内容も踏まえ、「資料2」別紙により、青少年インターネット利用に係る対策の方向性の案について御検討いただければと思います。

また、「4 今後のスケジュール」のとおり、本日は対策の方向性を取りまとめ、次回に対策の最終とりまとめをさせていただきたいと思っております。

それでは、引き続き資料2の説明をさせていただきます。資料2-1をご覧ください。

こちらは、昨年度から引き続き皆様にご提示している資料ですが、前回の御意見等を踏まえ、更新しています。

特に2(4)の「インターネット利用全般での情報リテラシーについて」の御意見を踏まえ、左側の現状と課題では、インターネット利用機器の多様化について言及し、右の対策では、周知啓発の内容として、情報リテラシーの習得、向上について言及させていただいております。

次に、A4版の別紙をご覧ください。こちらにおいても、インターネット利用機器の多様化について触れ、スマートフォンだけではなく、パソコンなどの様々な機器での利用を念頭に置く記載とさせていただいております。

また、情報リテラシーについては、対策の柱の1つとして、「④ 青少年が情報リテラシーを活用して、主体的にインターネットを利用していくための環境づくり」として新たに位置づけをさせていただきました。そういったことを実現するため、周知啓発の中で、危険性だけではなく、主体的な利用を促す取組や、教育部局と連携した取組が想定されると考えております。

続きまして、資料1の2(1)～(3)の内容について取りまとめた資料を作成しましたので、御説明いたします。

まず、資料 2-2 フィルタリングについてです。

最初に、フィルタリングの内容の確認をさせていただきますと、1にあるとおり、学齢別のフィルタリング設定については、現在4段階があります。これはいわゆる携帯電話の大手3社で多少細かい違いはあるものの、大枠は共通のものとなっております。

なお、資料の表の※印に記載していますが、高校生プラスという最低限のフィルタリングの機能については、SNSがある程度利用できるということで、中学生以下の学齢でも設定されることが多いようです。参考資料1として図式化された資料をお付けしています。

次に、「2 内閣府調査結果」として、フィルタリングに関わる結果をいくつか掲載しております。

まず、「(1) フィルタリング設定率」については、グラフのとおり、低迷している上に、近年は低下傾向にあります。

続きまして、「(2) 購入時のフィルタリングの案内」ですが、説明があったという回答が5割〜7割弱となっており、一方で1割から2割弱の保護者には認識がないという結果も出ております。これは、法改正前の購入の場合もありますので、一概には言えませんが、一定程度届いていない層がいることを示しています。

次に「(3) フィルタリングサービスへの印象」ですが、これも有効という回答が一定程度ある一方で、フィルタリングを利用しなくても子どもの利用を管理できるという方もかなりいらっしゃる印象です。また、サービスのわかりにくさや不便さなどを感じている保護者も一定程度いるようです。

次に、「4 事業者の取組」です。携帯電話会社、いわゆる主要3大キャリアといわれる3社でフィルタリングアプリのブランド名を「あんしんフィルター」に統一しています。また、フィルタリングアプリの操作をなるべくしやすくなるようにしており、利用時間の許可などでも曜日ごとの設定が可能となるなど、その仕様は適宜変更されています。

また、周知啓発としては、参考資料2としてチラシを作成し配布するなどの取組みを実施しており、それに加えて各社の作成の資料を配布し、説明しています。

次に、携帯電話販売代理店、いわゆる携帯電話ショップですが、こちらは携帯電話会社とはほとんど別会社となっておりますが、販売時には、携帯電話会社から指示された手順に沿って、販売を行っています。

そういった密接な関係があるため、販売時の問題点、例えば、新規購入時の対応時間が長くなっているといった問題には、連携して対応しています。

これまでの説明内容を踏まえて、5として「まとめ・今後の課題」を取りまとめました。

事業者側も先ほど説明したとおり、フィルタリングの内容説明にあたっては、様々な工夫はしているものの、販売代理店の調査によると、店頭でのフィルタリング設定など法の内容の保護者への浸透状況が不十分との結果が出ており、県が実施している出前講座で保護者のアンケートを実施していますが、その中でもいつの周知が有効かという内容の中でも、販売時の説明が有効であるという回答が一定程度あります。

こうしたことから、法律の内容やカスタマイズなどの機能も含めたフィルタリングの仕組みについて、保護者が購入前にある程度意識して購入することができれば、フィルタリング利用率の改善にも寄与すると考えられることから、販売店での説明だけではなく、購入前から法律の内容

やフィルタリングについて周知していく必要があると考えます。

続きまして、周知啓発について資料 2-3 により御説明します。

まず、「1 周知内容」ですが、先ほど資料 2-2 で御説明したとおり、フィルタリングの学齢別の設定は成長段階に応じて必要とされる対策や能力は異なります。そのため、保護者が管理、監督し、危険を回避する方向から青少年自らが判断し、危険に対処する方向にしていく必要があります。その内容については、参考資料 3 として、その段階を図式化したものになります。

資料 2-3 にお戻りいただきまして、例えば「インターネットの使い過ぎやネット依存」という課題にどう取り組むかということも、表にお示したように、「小学校低学年で決められた利用の時間や約束を守る」ことを目標として、保護者は「利用時間を管理する」という対応例が考えられますが、それが、年齢が上がる中で変化していったり、最終的に高校生では、高校生自身の判断で、長時間利用の危険性などを理解し、行動することが目標となり、保護者はその行動を促すといった形に変化していきます。

次に、「2 周知機会」ですが、青少年は、小中学校では、各校がホームルームの時間などを活用して、インターネット利用に関する講座を開催したり、受講したりしています。また、高校では、授業科目として「情報」が必修となっており、その中で情報リテラシーを含めて周知がされています。

保護者に関しては、さきほどから出ている購入時の販売店での説明、学校での説明機会として、授業参観、懇談会、PTAの会合などで周知機会があります。

このように青少年、保護者の周知機会については、販売時以外は学校関係が中心となっていますが、それに加えて学校以外の周知機会の確保が必要と考えます。

青少年関係者については、各種会合の中で周知啓発がなされていますが、それを一時的なものでは終わらせるのではなく、定期的に機会を確保する必要があると考えます。

続きまして、「3 周知方法」です。手法として、SNSによるものなどが一部で実施されていますが、ほとんどは、講習会などの直接的な機会とちらしやホームページ掲載などの広報媒体での周知啓発となっています。参考までに、県青少年課で配布している啓発物品等の一部を資料としてご用意しましたので、適宜ご覧ください。

青少年に対しては、授業形式での周知は中心となっており、委員の皆様からも御意見をいただいているところですが、青少年自らがインターネット利用について考える形での実施が有効と考えます。

一方、保護者については、学校からの説明やPTAなどでの講習会といった直接的な機会とともに、啓発のリーフレットなどでの周知啓発がされています。

講習会等に参加できない保護者にはある程度チラシ配布なども必要と考えますが、特に関心のない保護者への働きかけには課題があります。

ですので、既存の方法のみならず、より効果的な周知啓発に向けて、メーリングリストを活用するなどの新たな啓発方法の検討が必要と考えています。

青少年関係者に関しては、各種会合の説明が引き続き中心となりますが、講義形式だけではなく、適宜資料を提供するなど随時最新の情報を提供していく必要があると考えます。

「4 販売店での働きかけ」ですが、資料 2-2 にもあるとおり、販売時にフィルタリングの必要性からその設定方法まで保護者に説明しており、端末の販売プロセスの中に組み込まれていま

す。販売店のフィルタリングの説明フローと説明内容については、参考資料4として電気通信事業者協会作成の資料を添付しました。

「5 まとめ」ですが、既存の取組みを生かしながら、次の取組みを強化していく必要があると考えます。学校を中心としながらも、学校に限らず年齢ごとに必要な情報を適時・適切に提供する機会の確保、また、学校や地域の集まりに対して、青少年インターネット利用に関わる最新の情報や講座の情報提供、さらに、既存の周知方法に加え、インターネットの特性を生かした周知方法の活用が必要と考えます。

最後に資料2-4により、「関係事業者の取組み」について説明いたします。

主にSNS事業者について御意見をいただいているところですが、SNS事業者以外の関係事業者についても参考までに言及させていただきます。

まず、「1 SNS事業者」ですが、事業者の取組みとして、LINEの取組みについて紹介します。

LINEでは18歳未満の利用者や年齢認証を行わない利用者のLINE IDの検索機能を制限するなど、一部機能の制限をしたり、通報機能を実装しています。

また、「LINE安全安心ガイド」の作成やそのノウハウを生かし、全国の自治体、教育委員会と連携して、教材を作成したり、利用実態の調査なども行っています。県でも、昨年度に教育委員会や県警と連携して調査を実施したところです。さらにそれを生かして青少年、保護者、教員を対象として全国に講師派遣を行っています。

さらに、次にあるように、児童が安心・安全に利用できるインターネット環境を目指し、コミュニティサイトに起因する児童被害防止の取組みを業界全体で推進するために、2017年7月に「青少年ネット利用環境整備協議会」を設立し、LINEを始めとしてツイッターやフェイスブックの日本法人なども参加して、知見について関係者での共有などを行っています。今後は、各コミュニティサイトの内容の情報提供フォーマットを作成し、情報提供を行うことを検討しています。

その他の事業者ですが、いわゆる格安スマホを販売するMVNOへの対応やOS事業者の問題などがあります。

今後の対応としましては、SNS事業者に対しては、特に利用者の多いアプリを提供する事業者を中心に、その影響を鑑み、適宜情報収集を図る必要があると考えます。また、利用にあたってのメリット、デメリットの周知を図ることを要請するとともに、その関係資料について、可能な限り情報を共有していく必要があります。

MVNOやOS事業者への働きかけについては、全国的な課題でもあることから、国の動向を注視し、引き続き情報収集を行うことになろうかと思えます。

大変長くなりましたが、資料の説明は、以上でございます。

(樋田部会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたように、今回は、青少年のインターネット利用環境についての現状と課題、更にそれに対する対策について今まで整理してきた内容を踏まえ、今後の取組の方向性の案を中心に議論をいたしました。

今回の資料では、前回の議論を踏まえ、青少年のインターネット利用環境についての現状と課

題、それに対する対策について更に整理し、今後の取組の方向性について修正案を作成していただきました。本日は、これらの資料を材料に、今後の取組の方向性について議論いただければと思います。

ここで一度整理した方がわかりやすいと思うのですが、まずは、資料 2-1 が今までずっと議論してきたものを踏まえて修正して作り直した全体像ということでよいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(樋田部会長)

別紙には今後の取組みとして、①、②、③、⑤に変更はありませんが、④として、「青少年が情報リテラシーを活用して、主体的にインターネットを利用していくための環境づくり」というようなことも考えていきたいという趣旨のことが入っていて、資料 2-2 では、フィルタリングについて御説明があったととらえています。このフィルタリングについては、大手 3 社が共通の名前で「あんしんフィルター」というものを出していて、この「あんしんフィルター」というのは、発達段階に応じたものであるということ、及びこの「あんしんフィルター」については携帯購入時に説明していると、そういう風に理解してよろしいですか。

(事務局)

そのとおりです。

(樋田部会長)

資料 2-3 には、周知啓発、もちろん事業者の段階の周知啓発も周知啓発に入るわけですが、それ以外のところでも、その周知啓発について、まず、周知啓発の機会としてどういうものがあるかということが書いてあって、さらに資料 2-4 になりますと、これは SNS 事業者がどのような取組をしているかということが書いてあるということ、そんな理解でよろしかったでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(樋田部会長)

資料を見ただけでも多岐に渡るなあという感じがしていますけれども、今日時間を取って、議論できるところまで議論していきたいと思います。

まず、資料 1, 2 の内容について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

資料の内容への質問、対策の検討に必要な追加データの希望、今後の方向性への意見など、何でも結構ですので、自由にご発言いただきたいと思います。

順番にということで行きたいと思うのですが、その前に私の方から質問させてください。資料 2-1 の中で、一番左側の縦の図の中で、「SNS 等に起因する事犯の被害児童数（平成 30 年中）」というのが、全国が 1,811 人、県内が 200 人という数字になっています。これは統計の取り方によって、大きくなったり小さくなったりするかと思うのですが、1,811 分の 200 ということで、神奈川県内の数字が大きいかなということも感じます。それで、警察の方で、どんなことが起きているのか、神奈川県インターネット利用上の課題というのは、警察サイドの方からはどのようなことが見えているのかということ、具体的な事案など、どういう風にとらえていらっしゃるのかということ、をわかる範囲で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

(県警少年育成課長)

今、全国で1,811人、県内で200人という被害児童数のお話がありました。これがなぜ200かということですが、神奈川県では福祉犯捜査に力を入れております。ですので、神奈川県は全国で平成16年以降福祉犯の捜査では全国1位の検挙実績があり、必然的に被害児童の把握も増えるということでございます。資料の数字は特にSNSに起因する犯罪の被害児童数ですが、それ以外の福祉犯の被害者もいるわけです。神奈川県の場合には数は公表しているのですが、公表していない県もありますので、一概に多いかどうかというのは見えてこないのですが、今言ったとおり福祉犯の捜査でいうと、全国で一番多いのが神奈川県警で、次が大阪府警、3番目が警視庁ということになっています。いずれにしても、1,811分の200ということで、パーセンテージとしては多くなっています。

福祉犯罪の中で、罪状別ですが、人数的には県青少年保護育成条例、児童買春・児童ポルノ禁止法が多いところになっています。全国的に見ても、被疑者の数ですが、児童買春・児童ポルノ禁止法が一番多くて、全国で3,040人、神奈川県では378人、条例違反は全国で2,075人、神奈川県164人、児童福祉法が231人で、神奈川県は30人ということになっています。いずれも全国ではだいたい10%前後の割合となっています。このように取り締まりをした、検挙をした結果の被害児童数ということになっています。警察からしますと、これは表に出ている「氷山の一角」であり、まだ氷山の下にはそういった被害児童になりうる児童が結構な数でいるのではないかと考えております。

これ以外にも、事件化に至らなくて補導しているようなものもありますので、具体的な内訳はありませんけれども、それを防ぐために、ツイッターなどのサイバーパトロールなども今は積極的に取り組んでいます。

(樋田部会長)

急な質問ですので、答えられる範囲で結構なのですが、SNS等に起因する事犯の被害児童数と言ったときに事犯のカテゴリーというのは、どんなカテゴリーの事犯が多いのでしょうか。

(県警少年育成課長)

条例違反では、「みだらな行為」がほとんどです。児童買春は児童買春ですが、児童ポルノとしては、モデルになってというのがありますし、いわゆる行為をしているところを撮ったりですとかがあります。児童福祉法は少ないのですが、それ以外に強制わいせつ、略取誘拐などの刑法犯が200人の中には入っています。

そして、この200人ですが、すべてが神奈川県内に居住しているわけではございません。SNSですので、神奈川県外の場合もあります。

(樋田部会長)

最後に確認ですが、今ご紹介いただいたような事案というのは、SNSに起因するものですが、SNSに適切にフィルタリングがなされていれば、その200人という数字はもっとはるかに小さくなったであろうと考えてよいのでしょうか。

(県警少年育成課長)

そうですね。効果はあると考えます。200人は氷山の一角であるので、その下にどのくらい人数がいるのかはわからないのですが、インターネット上の書き込みですので、本当に青少年かどうかはわかりませんが、検索をかけると相当数がヒットする状況です。

(樋田部会長)

ありがとうございました。

それでは、皆さんの方から御質問や御意見等をいただきたいと思います。高橋委員からお願いいたします。

(高橋委員)

資料 2-1 にある「関係機関等の主な取組」ですが、私は福祉業界にいるものですから、福祉に関すること、児童相談所など児童福祉の行政機関とはどういう関係を持たれているのでしょうか。この中での児童福祉行政の内容は入っていないのでしょうか。

(青少年課長)

直接的に周知啓発という点で関わる点はあまりないですが、入所までいかない範囲では、こういったインターネットに関わる案件はあるのでしょうか。

(子ども家庭課副課長)

相談の中にはもちろんこういう事案も含まれてきているところではあるので、こういった対策というのは児童相談所の方でも、その内容を踏まえてやっていく必要はあるのだらうと思っています。

(高橋委員)

これは水際作戦というか、予防の観点というよりは、予防の手からすり抜けてしまった、そういったお子さんたちが、児童相談所の緊急一時保護ですとか、児童養護施設の方にきます。そうした社会で傷ついてしまった子どもたちが福祉の方にいわゆるセーフティーネットを求めてくるわけです。入口だけではなくて、出口の方との連携ということで、児童福祉審議会というものがある以上、児童福祉行政との関係性ということも、是非ご一考いただければ大変ありがたいかなと思います。

(樋田部会長)

ありがとうございました。それでは、新井委員いかがでしょうか。

(新井委員)

前回漠然と議論していたフィルタリングの中身や、年齢別の動向や必要性を今回整理していただいて、よくわかりやすくなったと思います。

何点か、私の方でこの間に気が付いたこととしては、先ほど部会長がおっしゃったように、特効薬がない話なので、いろいろなことを積み重ねて、そういう線に対応していくしかない話です。そこで、販売店での説明というのは当然必要なことなのですが、最近は機種そのものが高額化しているので、小さいお子さんの、お兄ちゃんや親のお下がりを使うケースが結構増えてきているように私は見えています。そうすると、販売店を経由しないで、使用者を切り替えて使うことが、以前にも増して増えてきていると思いますので、説明の中にもあったと思いますが、販売店だけではなくて、親に向けての周知・徹底をより一層図っていくべきではないのかなと思います。チラシの中に、「お下がりをそのまま使わせていませんか」とか、そういう啓発をするのも一案かなと思っています。

また、別の話なのですが、今高橋委員がおっしゃったように、児童福祉の現場で、今、SNSの犯罪被害とまでは言えないけれども、施設に入っているお子さんがSNSで知り合った人と交流をすることによって、何年も施設で安定した生活を送っていたようなお子さんであっても、中学生、高校生、特に女の子が多いと私は聞いているのですが、急に生活が崩れてしまうケースを、

施設の方からご相談いただくことが、本当にこの2年くらいで増えてきています。家庭での養育に恵まれなかったお子さんたちが、外と交流を持つことになって、「こんな親切な大人がいるんだ」ということで、いきなり無断外泊して、新幹線に飛び乗って、関西の方の男性のところを訪ねていってしまっただけでそのまま帰ってこなかったといった案件です。施設の方で携帯を持たせて、今まで本当に適応的に落ち着いた生活をしていたお子さんが、急激に生活が崩れてしまうというのが、SNSをどうコントロールしていったらいいのかという新たな課題として、ここ2年くらいでもよく聞くようになってきましたので、ここからは離れてしまうかもしれませんが、また条例でそういったことを、安易に勧誘する大人側を規制するのか、私もそこまで頭がまとまっていらないのですが、そういうようなケースが増えてきているなどというの見聞きをしています。

あともう1点、私の方で思っていたのが、また少し別の話なのですが、今こうして子どものインターネット利用について、大人が議論しているわけなのですが、現場にいて、現に使っていて被害を受けたり、加害的なことをしてしまったりというのは子ども自身なので、子どもにそれを考えさせるという機会というのは、学校がどうしても主体になるのかなと思うのですが、どうということが自分たちとしてもインターネットやスマホを利用することで、こんな困ったことがあったとか、こういう使い方をしたらいいんじゃないとか、そういうことを講義形式だけではなくて、子どもたちがどういうフィルタリングだったら自分たちはいいと思うとか、こういうのが必要だというのが、考えたり、議論したり、意見を出したり、みんなで討論するような取組みで、自分の頭で考えて、そういうことをしていく中で、大人たちが気づけなかったような案が生まれてくる可能性もあるかなと思うので、そういうことも今後検討していただけたらなと思っています。

(樋田部会長)

先ほどの資料2-1の別紙のところに「主体的にインターネットを利用する」ということがありましたが、子どもたちが、主体的に携帯電話の安全・安心を考えて使うということは確かに必要だなという気がしています。

松田委員、いかがでしょうか。

(松田委員)

インターネットの議論が始まったときには、まだ、デスクトップのパソコンの話がメインで、子どもたちが被害に遭わないように、情報リテラシーといったことも含めて有害な情報に触れないようにということをやっていましたけれども、まさしく大きな山みたいのところに入っていくというような時期だと思います。今はスマホが出たりや5Gが出てきたりして、さらにわからなくなっている中で、今起こっていることについてよくまとめていただいたなと思います。

一つ確認したいと思うのですが、資料2-1の自画撮り被害について、平成30年中で中学生が30%ということですが、あとはどういう比率になっているのですか。

(事務局)

それ以外はほぼ高校生です。場合によっては小学生も被害に遭っている状況です。

(松田委員)

ここであえて中学生が30%と記載したのはなぜでしょうか。

(事務局)

平成30年中は30%でしたが、その前年の平成29年中は中学生の割合が多く、高校生と中学生

でほぼ2分されるくらいでした。

(松田委員)

中には、小学生もいるということでしょうか。

(事務局)

小学生も少数ですが、被害に遭っています。自画撮り被害の特徴としては、先ほど説明したSNSに起因する事犯の被害児童の数は高校生が中心ですが、それより被害に遭う年齢層が低いということで、中学生でも被害に遭ってしまうことが多いです。

(松田委員)

この資料には30%に下線が引いてありますが、これは30名のうちの割合ということですか。

(事務局)

そのとおりです。30名のうち30%ということです。

(松田委員)

被害児童の3分の1ということを強調したかったわけですね。

(事務局)

そのとおりです。

(松田委員)

高校生も多くの割合で被害に遭っているということですね。それならば、中学生、高校生両方書いた方がわかりやすい気がしますね。

それと、携帯電話の事業者はフィルタリングの設定の義務があるということですよ。それが資料2-1では、「窓口で多くの内容が説明される中で、利用者に確実に伝わる伝達方法」が留意点だということで、このフィルタリングについての資料2-2の内閣府の調査結果、「(2)購入時のフィルタリングの案内状況」ですが、これは例えば小学校の50.7%が「説明又は資料があった」ということで、次の19.2%は「説明又は資料がなかった」ということですか。

(事務局)

そのとおりです。

(松田委員)

そうすると約20%がなかった、義務付けられているのになかったということですか。

(事務局)

フィルタリング設定の義務付け自体は平成30年2月からで、この調査自体は購入時期に関わらず行われており、義務付けの前に購入した方も含まれていますので、それで説明がなかったという回答をしていることが考えられます。ただ、実際は義務付けされる前から店頭で携帯電話事業者は説明を行っているので、結局それを覚えていないか、説明がなかったかいずれかが考えられます。

(松田委員)

小学生だと、フィルタリングよりも興味が別の方にいっているのかもしれませんが、端境期だからそういった回答があるのかもしれませんが、要は事業者としていかに伝えるかということが、伝達方法の中で、例えば、もっと小学生に対してもわかりやすくどのように伝えるかということをししないと、恐らく高校生と同じレベルの伝達方法をして、しょうがないと思います。

この小学生の部分で、「説明又は資料がなかった」という割合を削減するにどうしたらよいか、

何をしたらよいかということは今考えていました。これは事業者と相談することだと思いましたが、もう少しわかりやすいフィルタリングについての説明ということで、特に小学生への伝達は大事だと思っています。高校生は自分でわかっている。小学生はまだわかっていないのですから、小学生に対してどのように説明していくか。低年齢化が進んでいるということですので、そこをしっかりとやるようにした方がいいのかなと思います。これは内閣府の調査ですが、これから県の方も留意された方がいいのかなと思います。

(樋田部会長)

ありがとうございました。

事務局の方に確認なのですが、購入時の説明というのは、説明しましたという書類が何らかの形で残るのですよね。

(事務局)

そうです。だいたいそのことを書類で残しているはずなのですが、忘れていたケースがほとんどだと思います。

(樋田部会長)

わかりました。

大人が対象でしたら、よくその場でテストをやらせて、合格しないと持ち帰れませんとか、事業者の場合はまだそこまで考えていないかと思いますが。

(事務局)

そこまではまだ考えていないと思います。

(樋田部会長)

事業者に対して働きかけをしていくということが、この部会はなじみの深いやり方ではありませんし、今後検討したいと思います。

それでは、中野委員お願いします。

(中野委員)

今まさに新井委員の方からお話があったばかりですが、先日、携帯電話販売店にスマートフォンの操作方法の学習会に行きました。その学習会が終わった後で、向こうの講師の先生に、実は青少年関係の仕事をさせていただいて、フィルタリングの件についてお聞きしたいのですけれどという話をしたら、副所長さんが来られまして、お話はしていただいたのですけれども、フィルタリングの説明は保護者の方にはされているそうです。100%しているというお話はいただいています。ただ、資料にも書いてございますけれども、保護者の意識、いろいろチラシとか中には動画を使って御説明はしているらしいのですが、保護者の方がやはりよくわからないという部分があって、にもかかわらず、保護者の方に理解できましたかと聞くと、「はい」と答えるのがほとんどらしいのです。後日、販売店に問合せのある内容は、ほとんどは操作方法、例えばLINEを使えるようにするにはどうしたらいいのか、フィルタリングがかかっているLINEが使えないのがどうしたらいいのかというような質問を受けると伺っています。

この後、学校の方でこの後コミュニティスクールということで、うちの地域では、地域と学校と保護者と行政の方との協議会があるのですが、その席上でいい機会でしたからお聞きしたら、例えば、講習会といったそういうこともメニューとして設けてはいますが、行政の方は来てくださいという要請を受けていないらしいのです。警察関係の方も要請があれば受けるのですが、ほ

とんどのところがオレオレ詐欺の話で、青少年が絡んで、受け子、掛け子になっている事件がでてきているので、それを話してほしいという要請はあるらしいのですが、インターネットに関しては、用意はしているのですが要請はないというお話は何いしました。これは言い続けていかなければだめなのかなと思いました。

それともう1つは、相談窓口は電話相談がほとんどで、親にも相談できないような子どもが、県とか各行政のところに相談室とか、困ったときにすぐ連絡してくださいとかがなかなかしづらい状況になっているので、ここでいうと、逆に我々の方がLINEとかSNSで相談をできるような形、相談の部分もそういうような形でできないだろうかという話を考えました。それに対して、我々のメール世代と違いまして、今のLINEなどでのやりとりの仕方が我々とは既に少しずれてきているという現状がありますので、その点でどうなのかなということ、現状も含めてお話いただければと思っています。

(樋田部会長)

中野委員ありがとうございました。

外側の仕組みができたとして、でも実態として、それぞれのポイントでうまく動いているかどうかというようなことに関して、事例を報告していただいたと思っています。それについて、事務局側で何か今の段階でありますか。

(青少年課長)

私どもも、事業者が実際に保護者の方にどういう風に説明しているか、今は、説明は100%やっているということは承知しているのですが、具体的なやり方というのは少しわかっていなかったもので、今お聞きして、時間がなかなかない中で、わかりましたかと聞かれたらはいと言ってしまうというのは、確かにそうなのかなと思いました。ただ、そこを、今おっしゃっていただいたように、事業者も動画とかも使って、相当工夫していただいているかと思うのですが、そこは一緒に事業者とも話をし、興味を持ってもらえるようなやり方を考えていかなければいけないかなと思いました。

それとコミュニティスクールで講師の要請がないという話があったかと思いますが、やはりそこも知られていないということの難しさがもしかしたらあるのかもしれませんが、たまたまそういう知識のある方が少なかった、近くにいなかったということもあるかもしれません。私どもの出前講座についても、いろいろところでPRしてきて、ここ3年で相当回数も増えていまして、それを考えますと、やはりそういうことが、やってくれるところがあるのだというのが知られてくると、PTAですとかそういった場で皆さんからお声がかかたりしますので、地道に引き続きやっていかなければいけないのかなと思っています。

お子さんがSNSで相談できればという話があったかと思いますが、実はまさに10月から子ども・若者のLINE相談を始めました。もちろん、県で他にも、人権やいじめなどに特化した窓口もあるのですが、こちらは何でも相談してくださいということで始めました。まだ10月に始まったばかりで、件数が伸びていないのですが、当初はSNSは入口で、難しい相談は、やはり電話とか来所していただいて、深い相談をするというイメージでいたのですが、実際は、LINEの中に、例えば、「死にたい」みたいな重い相談もあるということです。こちらが考えていた以上に、非常に時間もかかるということで、そういう意味では中野委員がおっしゃったように、LINEに対する感覚というのが、お子さんと私たち大人とでは少し違う部分もあるかと思うの

で、お子さんの目線に立ったといいますか、そういったアプローチというのは、考えていかなければいけないなと感じているところです。

(樋田部会長)

ありがとうございました。それでは、原田委員お願いします。

(原田委員)

前回指摘させていただいたことについて、しっかりまとめていただきました。保護者への周知の仕方等は工夫していただければと思っています。9月に私の子どもにスマートフォンを持たせる際に、何度か携帯電話販売店に行ったのですが、消費税増税前ということもあってかものすごく混んでいて、予約しないと購入ができないですし、予約をして行ってもその機器が手に入るまでにも何か月待ちということで、こんなに混んでいるのかと驚きました。販売店の方が忙しいのだなということを感じて、フィルタリングの説明のところがこの忙しさの中でどの程度できているのかなということを感じました。

L I N E相談については、本校でも案内カードを配らせていただきましたけれども、どのくらい反響があるのかなというのを思っていたところですので、今後取りまとめがされたら、教えていただければと思います。また、お話を伺っていて、今の子どもたちはL I N Eにそういった重い一言をすぐ書くのだろうなと思いました。それにどう対応されていくのかも分かればと思います。

(樋田部会長)

今の原田委員の発言に対して何かありますでしょうか。

(青少年課長)

相談件数ですが、先ほど言ったようなこともありまして、1日に実際やりとりをするのが3件くらいです。ただ、アクセスして、こちらがお返事をして返ってこないといいますか、ちょっと送ってただけなのか、忘れてしまったのかというようなものがあるかと思うのですが、じっくりやりとりを交わすこともあり、電話相談の経験のある福祉職が対応しているのですが、安易に回答できない、電話以上に一つ一つのことまで考えて、顔が見えないというようなことで、相当返す方も考えながら返さないといけないので、やりとりに時間がかかっています。また、相当長い時間がかかった後、例えば、もう相談の受付時間が終わるといふ頃に、まだ時間がかかりそうだから明日話そうみたいなことをやると、それまでの話が否定されたのではないかととらえられることもあって、非常に神経を使うということです。まだ、そういうことに対してどういう風に返していくかということも含めて、試行錯誤しながらやっているところです。

(樋田部会長)

ありがとうございました。それでは私からも意見を言わせてください。

整理させていただきたいのですが、周知啓発、あるいはフィルタリングに関して、日常的な学校で、家庭で、施設の話もあったかと思いますが、そういった場面での周知啓発と、それから、スマホ、携帯電話の購入時というポイント、それから最初に高橋委員から出ましたが、事犯が発生した、何かトラブルが起こった後、確か「出口」という言葉が使われていたと思うのですが、でも、「入口」としての購入時、「出口」としての何か起きた時の対応、とりわけ何か起きた時の対応というのは、この部会では前回あまり話題にならなかったと思うのですが、このことも大事な事かなという風に聞きました。

あともう1つ、そう簡単じゃないとは思いますが、やはり、子どもたち、保護者が受け身ではなくて、事業者もそうかもしれませんが、自分たちから創意工夫して、現場のことは我々がわかるわけがないのですから、一つ一つの家庭、一つ一つのお店の状況の中で、どうやったらいいかということを考えるのは、現場の方が主体的に工夫していただくざるを得ないので、そういう主体的な工夫ができる方向に行くような、何かインセンティブというか、背中を押してあげるといふか、どういう言葉が適切かわかりませんが、何かできないのかなということを感じました。単純に言うと、よく表彰状みたいなものを授与したりですか、あなたのところはこういう関係の取扱いに関しては初級ですか上級ですか、そういう口頭でもいいですから、何か伝えるようなこととしてはどうでしょうか。スマホの販売店に行きますと、バッジのようなものをつけていますよね。一人一人がつけているバッジというのは、販売者として上級か初級かを分けるようなもので、いいバッジの人にあたるとよかったとなるのですが。販売店でも、この販売店は児童福祉に対して積極的な販売店なのだとということを地域から評価されるような、そういう仕組みを作ってもいいかと思えます。私が言いたいのは、一つの方法で全部自動的にやりなさいと言われてもあまり動かないでしょうから、それぞれの現場を知っていて、子どもたちのことを真剣に考えてくださっている人たちが、その場に合った工夫をしてくれるような、そういう環境を作っていきたいというのが、具体的ではないですが、私の意見になります。

できればここで事務局からということだったのですがけれども、途中で報告があれば入れていただいていますので、何か付け加えたいことがあれば、事務局からいただければと思います。

それでは先へ行って、途中で何かお気づきの点があればお話しいただければと思います。

続きまして、資料2-1の別紙にある今後の対策の方向性について話していきたいと思いますが、実体験等や委員の皆様の御発言もあろうかと思いますが、この別紙について何か御意見や考え等がありますでしょうか。既に、この内容にまで先ほどから入り込んでいるところがありますので、自由に思うこと、聞いてみたいことを御発言いただければと思います。その方法でいかせてください。幹事の皆様からも自由に御発言いただければと思います。

(青少年課長)

別紙の方を見ていただきまして、皆様から御意見いただいたものは入れるようにさせていただいているのですが、ここで改めて見ていただいて、こういったことが足りないですとか、もう少しこういうことがあるのではないかというご意見がありましたら、是非いただければ幸いです。

(高橋委員)

よろしいでしょうか。今、樋田部会長がおっしゃったように、こうやって予防する、こういった状況に陥らないようにフィルタリングをするというのが象徴的なとらえ方なのですが、実際にそういう状況に陥ってしまった子どもたちにも駆け込み寺というか相談窓口みたいなところにすぐアクセスできるような仕組みがあるといいなと思いました。単なるインターネットのことだけではなくて、ずっとやってきたJKビジネスですとか、あるいはいじめなどは最近SNSを使ったものが多くなっていますが、そうした状況に、窮地に陥った子どもが、すぐ相談、すぐ通報できるようなアクセスできる場所があればいいなと思いました。

フィルタリングもそうなのですが、スマートフォンではアプリというものをよく使います。例えば、購入時にアプリをダウンロードしてもらって、それは、各社共通の「あんしんフィルター」

でフィルタリングができるように、困ったときにアプリを立ち上げればすぐメールが送れるとか、電話が通じるとかそうしたサイトにすぐ直結できるとかアクセスできるようなものを、スマートフォンを購入した時に、販売店が推奨するのはどうでしょうか。これがあるといざという時に相談できますよという、そうしたアプリといいますか、相談窓口アクセスしやすい仕組みがあるといいなと思いました。

先ほどからの繰り返しになりますが、ずっと現場でやってきて、抜き差しならぬ状態になってしまったお子さんたちが、どういう風にそこから這い上がっていくのか、立ち直っていくのかという仕組みがたくさんあるとすれば、その仕組みをつなげていくためのスマートフォンやSNSというのはとても有効なのではないかなと思いました。

(青少年課長)

よろしいですか。私ども、先ほど申し上げたように、子ども・若者の内容なら何でもどうぞという窓口を設けておりますので、恐らくそこを御存じないという可能性があると思います。

先ほどご紹介したように、LINE相談についてQRコードを付けたカードをお配りできますので、そういったことは、今おっしゃっていただいたように、関連するところにもご案内させていただきます。私がお伺いできるかはわかりませんが、誰かしらがお案内にお伺いできればと考えております。

(樋田部会長)

他の方、いかがでしょうか。今までの意見を聞いていて、思ったこと感じたことでも結構ですので。

(松田委員)

今の高橋委員のお話は非常に大事だと思います。民間施設だけではなくて、例えば教育委員会が把握した場合に、警察との連携、恐らく警察組織でないといろいろ取り調べができないということがたくさんあると思うのですね。悪い奴なのだから当然警察に通報しなければならないということが、なかなか本人たちができない。親御さんもできない。特にこんなことをしてしまうと、引っかかった方が悪いのではないかということがよく聞こえる。だから、警察が動いてくれるとよいのですが、実際には以前よりは教育関係と警察関係は、いろいろ連携が組まれてきていると思うのですが、特に、SNS、インターネットに起因する、JKビジネスといった青少年関係の犯罪に関して、事例的にはどういうことで県警が知るというようなケースが多いのでしょうか。

(県警少年育成課長)

やはり、通報が一番多いです。あと先ほど言ったサイバーパトロールで警察自身が把握することも多いです。それと先ほどお話があったとおり、学校と警察というのは、学校・警察連絡協議会を通じてつながっておりますし、警教会議という県警と教育委員会の組織もあって、その中で話題も出ています。

また、警察として防犯教室を学校をお借りして実施していて、学校のカリキュラムの中に組み込まれています。防犯教室は、いろいろな要素があり、例えば、交通安全教室などもあるのですが、学校としてもカリキュラムの中に組み込まれていますので、それほど時間は取れないということで、交通安全教室、防犯教室、サイバー教室といった形で全部含めて、それに薬乱防止を加えてといった方法でやっておりますが、やはり、カリキュラムの関係で年に複数回といった形になっています。保護者向けには、今共働き世帯が多いので、こういうことをやるので集まってく

ださいというだけでは集まらないという状況になると思うので、学校説明会などに行かせていただければなどは考えております。その他には防犯キャンペーン、SNSについてはチラシをお配りしています。

「出口」の話ですが、警察で扱うのは被害に遭った児童で、先ほど申し上げたとおり、自画撮り被害も含めて事件化して把握したのが200人ということで、もちろん事件化されない場合もあります。その場合には、保護者のニーズによるのですが、警察署自身で相談を受けたり、私どもの課にある少年相談保護センターには相談員がおりますので、そこにつないでいただいて、継続的に相談を受けて立ち直り支援を行っています。その中では、児童相談所とも連携しています。例えば、発達障害があるようなケースでは、児童相談所や児童福祉施設の相談員とも連携して対応しています。また、ユーステレホンという相談窓口もありますけれども、これは、執務時間内ではありますが相談窓口の場を提供しています。

以上が、県などいろいろなところと連携してやっていることになります。

(松田委員)

今はグローバル化していますので、被疑者が県内にいるだけではないのではないのでしょうか。県外にちらばっているケースもあるでしょうし、インターネットの世界だと、無限に広がっているのではないのでしょうか。

(県警少年育成課長)

被疑者は全国的に広がっていますが、被疑者か被害者のいずれかが県内にいれば捜査ができます。両方とも県外ですと、被疑者がいる県へ情報提供することになります。被害者が県内にいれば、相談という形で支援を行っています。あくまで任意ですので、保護者によっては希望されない場合もあります。

(松田委員)

自画撮り被害も含めて200件とのことですが、実際のところ、相談も含めてどのくらいの人数がいるのでしょうか。

(県警少年育成課長)

正確な数字は持ち合わせていませんが、昨年の数字ですと、全ての相談を含めると、あくまで概算ですが、3,000件から4,000件くらいになるかと思います。

(松田委員)

そうですか。さらにもっとあるという認識がなければいけないでしょう。その1割弱が事犯となっているということですか。

(県警少年育成課長)

あくまでも事件化されたものだけではあります。事件化できないものもありますし、逆にネット上のいじめですと、学校側の指導で収まってしまうものもありますし、学校で指導しても収まらない、そんな場合には、警察官が学校へ行って事案の指導をしたり、そういったこともやっています。

(松田委員)

わかりました。

もう1つよろしいですか。今参考資料で配布されたチラシ等を見ていて、いろいろなことが書いてありますが、その中でこのリーフレットは保護者に直接配布しているのですか。

(事務局)

各学校経由で、新中学1年生になる生徒の保護者に配布しています。

(松田委員)

この中学1年生向けチラシはどうか。

(事務局)

これは、条例全般のことについて書いてあって、夏休み前に中学1年生の保護者向けに配布しています。先ほどのリーフレットはスマートフォンに特化した内容となっています。ターゲットとしては中学生になる前にスマートフォンを購入することが多いということを踏まえて、配布しています。県内の国公立及び私立の学校全ての生徒の保護者向けに配布しています。

(松田委員)

こういったものがあるということは、事業者は認識しているのでしょうか。

(青少年課長)

事業者とも情報交換しているので、ある程度はしていると思います。事業者はこのリーフレットだけではなく、国が作成した同様の内容のリーフレットや各社が作成したリーフレットなどを選んで活用して説明をしているとは伺っております。

(松田委員)

要は、こういったものが事業者側にもあってもいいのかなと思いました。同じ情報を持つ必要があると思います。

チラシというのはなくなってしまいますし、ネット上にも掲載されていますよね。県の広報で、例えば、夏休み前に特集組んで掲載したということはありますか。

(事務局)

条例改正などの機会には掲載していますが、県のたよりはなかなか枠がないので難しいところです。

(松田委員)

枠の確保はなかなか難しいとは思いますが、ここは重要性を主張して、やるべきだと思います。青少年問題については大事だと思いますから、準備は大変だと思いますが、そういうことを是非入れた方がよいかと思います。

(樋田部会長)

ありがとうございました。他の委員はいかがでしょうか。

(中野委員)

やはり、このリーフレット、とてもいいことが書いてありますよね。これをもう少し共有できるような形で、各行政含めて、教育委員会を通して、配布していただくようなことができるのでしょうか。全部ではなくてよろしいのですけれども。

(青少年課長)

中学校には、条例周知のリーフレットやスマートフォンのリーフレットは県内の国公立及び私立の学校全てに配布していますので、渡っているとは思いますが。

(中野委員)

非常にいい内容ですので、是非お願いしたいです。

(青少年課長)

お問合せいただければ、お送りします。

(樋田部会長)

原田委員、いかがでしょうか。

(原田委員)

本校でも配付させていただいております。生徒に配付するだけでは保護者の方に届かない場合もありますので、本校では学校だよりも配付した旨を記載して、保護者の元に届くようにしています。中学生くらいになると、しまったままにしてしまって、保護者まで届かない場合もありますので、届くように工夫をしています。

中学校では、まず何よりも生徒が自分で理解するということが大事ですので、本校では毎年全校で講演を受講しています。在学中に3回、いろいろな団体の方に来ていただいて、切り口を変えていただいて、しっかり理解できるようにしています。

インターネットの安全な利用のしかたについての学習は、中学生からというより、小学校5年生くらいからやっていただいた方がいいのかなと思います。

(樋田部会長)

私からは特にはないのですが、私は個人的に警察にかなり期待しているところがあって、例えば、交通事故のことをずっと考えていたのですね。今はバスの前や後ろから突然飛び出すような人はいなくなったし、子どもたちもそのようなことはしなくなって、昔はそれをやっていた事故が起きたりしていたのですが、そういうようなことをみんなに周知してきたことで、警察の皆さんにはずいぶんいろいろな蓄積があると思いますので、この問題に関しても、是非警察の方で、いろいろなアイデアを出していただいて、いろいろな安全、安心のことが気が付いたら身についてるので、このスマホについても、今はまだ始まったばかりのいろいろな混乱期だと思うのですが、これがそんな時代もあったよねと振り返ることができるような、そういう意味で私としては警察にかなり期待しておりますので、プレッシャーを少しかけさせていただきたいと思います。

以上になりますが、幹事の皆さんから何かありますでしょうか。

それでは、この議題について、この辺でまとめさせていただきたいと思います。

「青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策」について、皆様から様々なご意見をいただきました。

事務局においては、委員の皆様からのご意見や要望を踏まえ、次回の部会に向けて、対策のとりまとめについて、整理、検討を進めていただきたいと思います。こうした「まとめ」とさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(樋田部会長)

それでは引き続き、次回の部会開催までの間、事務局から各委員へ追加資料を送付させていただいたり、補足説明をさせていただくこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

議題アについては、先ほど報告がありましたので、議題ア「自画撮り被害防止にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「自画撮り被害防止にかかる神奈川県青少年保護育成条例の改正」について説明いたします。資料3をご覧ください。

先般からご案内しているとおり、近年、インターネットを通じて青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」の被害児童数が年々増加傾向にあり、対策を講じる必要があることから、自画撮り被害を未然に防止するため、条例を改正いたしました。

内容といたしましては、「児童ポルノ等の提供を求める行為への対応」といたしまして、青少年自身に係る児童ポルノやその電磁的記録その他の記録（以下「児童ポルノ等」という。）の提供を青少年に求める行為について禁止する規定を追加いたしました。

また、「罰則規定の改正」といたしまして、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めたものであって、次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金を課することとしました。まず、「(ア) 青少年に拒まれたにもかかわらず、児童ポルノ等の提供を求めた者」、及び

「(イ) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、児童ポルノ等の提供を求めた者」です。

施行期日ですが、令和元年12月1日となっており、罰則につきましては、令和2年2月1日となっています。

今後は、この内容について、委員の皆様からの先般の御意見等も踏まえ、あらゆる機会をとらえて自画撮り被害防止のため、その危険性について周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

(樋田部会長)

この報告事項について、何か御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。これは、児童に対して、あるいは保護者に対して周知するということも大事ですが、犯罪予備軍というか、加害者になりそうな人に対して抑止効果を求めるのも大事なのですよね。

(事務局)

そのとおりです。どちらかというと未然防止の観点が大きいので、そちらの方にも周知啓発を図っていきたいと思います。

(樋田部会長)

是非、お願いできればと思います。

また、この規定があることによって、警察が児童を守りやすくなるということもあったのではないかと思います。そのあたりはいかがですか。

(県警少年育成課長)

今までは画像がなければ取り締まられませんでした。要求された時点で規制の対象となり、また、悪質なものには罰則がつきましたので、警察としては対応しやすくなったと考えています。

(樋田部会長)

条例を生かすような形で、いろいろな児童を守る方法をとっていただきたいと思います。

続きまして、議題イ「有害興行（映画）の指定について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、有害興行映画の指定状況についてご報告させていただきます。

資料4をご覧ください。

前回の審議会での報告のとおり、緊急指定したものについて報告させていただきます。

資料4記載のとおり、本年9月6日から今月8日に予定の作品を含めて合計22作品を有害興行として指定しました。

なお、資料1ページに掲載しております本年11月9日指定の5作品については、前回の部会において指定予定の作品として報告済みです。

報告は、以上です。

(樋田部会長)

この報告事項について、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、報告事項はこれで終了させていただきますが、その他で何かあれば、どうぞ御発言いただきたいと思います。

(高橋委員)

青少年にかかわる問題に関して、外堀を埋めていく、限界を作っていくだけではなくて、子どもたち、青少年自身が、自らのセルフコントロール、自律の育成も大変大切ではないかなと思っています。JKビジネスの案件もしかりなのですが、青少年自身がどのような意識をもってこうした問題に取り組んでいくか、青少年のそういった力を育むのが大人の役割であると思います。何回か前の部会で、そうした子どもたちに紙ベースではなくて、映像媒体への着目が高いということがあって、周知するために映像媒体として動画を用いたほうがよいという意見も出たかと思いますが、8月に特殊詐欺に関して県内の高校生がDVDを作ったという新聞記事を見つけました。この取組みは、警察が主体となって取り組んだそうですが、こうした取組みは積極的に評価したいと思います。つまり、大人が作った啓発資料だけではなくて、青少年自身が自ら主体となって、同年代の青少年たちに呼びかけるということに意義があると思います。1つ気になったのが、脚本も県警が作成しているとのことで、時間がかかり、つたない部分もあるかと思いますが、高校生たちが時間をかけて自分たち自身で脚本を作り、身近にそうした被害者や被害にあいそうになった同級生がいれば、その人たちの話を聞きながら、作って自ら演出したらよかったのかなと思います。これを含めて、特殊詐欺だけではなくて、青少年が、路頭に迷いがちな、自画撮り被害やJKビジネス、あるいはSNSを使いたいじめなどそうしたことを未然に防止するための映像媒体を作成することにとっても魅力を感じています。台本を青少年自身が作成して、大人が監修するというスタンスで、できればと思います。

また、DVDというメディアですが、公開範囲が限られてしまうと思います。それこそ、全校集会で集まって見ましょうという機会はあるかもしれませんが、神奈川県のカンパニーのサイトにアップしていただいて、その動画のリンク先をQRコードで共有してすぐ見られるような形にさせていただいたらどうかと思いました。SNSによる被害の未然防止のために、こんな映像を作りましたのでカンパニーにアップしました、このQRコードからすぐアクセスできますといったことがあれば、また周知啓発も違ってくるのかなと思います。

こうした青少年自らが立ち直っていく力であったり、内発的に動機づけられていくような取組みを推奨していきたいなと思います。最近あおり運転の当事者を誤って認識して関係のない別の

人物を批判してしまった事例などもありましたが、SNSの中には匿名性があるものがあって、何を言っても構わないのだという認識があるとすれば、それは大きな間違いで、必ず個人特定されるのだということを含めて、そうしたインターネットの危険性を青少年自身が同年代に訴えかけるような取組みを後押ししたいと思って、記事の内容を紹介しました。すぐには申しませんけれども、もしこうした動きがあれば、後押しいただければと思います。

(樋田部会長)

高校生が自分たちでこういうことを考えていくということ、自分たちの安全、安心を、大人任せにしたり、周囲に任せたりしないで、自分たちで考える、まだ、第一歩、第二歩かもしれませんが、始まったということが意味があるのだと思います。素晴らしい企画だと思っております。

(県警少年育成課長)

今、お話のありましたことですが、このDVDの内容のダイジェスト版を県警のユーチューブのサイトにアップする準備を進めております。

(樋田部会長)

情報提供ありがとうございました。他にありますでしょうか。

(原田委員)

チラシは非常によくできているのですが、前回も申し上げたように、隠れたメッセージが読み取れるなど思うところがありますので、できたら文言を変えていただきたいところを申し上げます。具体的には、中1の保護者向けチラシの「中学生はスマホデビューが多くなる年齢」という部分は削ってほしいと思います。これを見て、「もうみんなスマホを持っているのか。」という認識を持ってしまうのではないかと思います。また、これらの説明の最後に、「スマホを買い与える時は保護者が使用についても責任を持ちましょう。」といった内容を入れていただけたらと思います。小1の保護者チラシについてですが、「ネットデビューの準備はお済みですか?」といった文言は、スマホを買った方がよいとの印象を与えかねないので、前回も申し上げたように、「そのスマホ必要ですか?」といった形にさせていただけたらと思います。スマホリーフレットにも、どこに入れるかというのがありますが、例えば、中面左側の「お子さんにスマホを持たせる前に」のところに、「スマホを持たせないという選択肢もあります。」というメッセージを入れてもらえたらと思います。

(青少年課長)

いただいた御意見を踏まえ、内容を検討させていただきたいと思います。

(樋田部会長)

何にしても、みなさんが本当にごんばっていただいている、神奈川県はこの領域では先進的な県になりつつあると思います。課題をうまく整理して、対策すべきところを定めて、どんどん対策を立てていくことをこれからも続けていただければと思います。

それでは、以上で予定した議題は終了しましたが、他に何かあれば、どうぞご発言をお願いします。

他にないようでしたら、最後に次回の日程ですが、事務局では、いつ頃を考えていますでしょうか。

(事務局)

次回の日程につきましては、1月中下旬から2月上旬頃で現在調整させていただいております。

調整次第、あらためて日程を御連絡させていただきたいと考えております。

(樋田部会長)

今回は、1月中下旬から2月上旬頃を予定しているとのことです。あらためて事務局から連絡させていただくとのことですので、よろしくお願いいたします。

これで、本日の神奈川県児童福祉審議会社会環境部会を終了します。

長時間にわたるご協議、大変お疲れ様でした。

会議資料

資料1 青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について

資料2 青少年のインターネットの適切な利用に関する現状を踏まえた対策について

(令和元年11月)

資料3 自撮り被害防止に係る神奈川県青少年保護育成条例の改正について

資料4 有害興行(映画)の指定について

参考資料 県青少年課配布ちらし、リーフレット